

令和7年鉾田市農業委員会12月定例総会議事録

日 時	令和7年12月25日（木）午後2時00分				
場 所	福祉事務所 2階 会議室				
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名
	1 番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣
	2 番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信
	3 番	荒野 信寿	出	15番	井川 栄
	4 番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男
	5 番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代
	6 番	飯岡 政一	出	18番	永井 司
	7 番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一
	8 番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳
	9 番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一
	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚
	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重
	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 三島係長				
議 長	6 番 飯岡政一（会長）				
議事録署名人	20番 長峰 克巳 22番 菅谷 美尚				
書 記	海老原局長補佐兼係長				
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について				
	議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について				
	議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について				
	議案第 4 号 農地改良協議に対する同意について				
	議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について				
	議案第 6 号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可について				
	議案第 7 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に				

	ついで 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 (開 会) 事務局 定刻前ではございますが、おそろいになりましたので、ただいまから令和 7 年銚田市農業委員会 12 月定例総会を開会いたします。開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶申し上げます。 会長 どうも皆さん、こんにちは。今年もあと 6 日、1 週間は切りました。非常に今年は夏が暑くて、ここへ来てから寒さが大分厳しくなったので、皆さんも体調管理のほうもひとつコントロールしづらいのではないかなと思っております。体に注意していただくようお願いのほうをできればなと思っております。 [Redacted] 会長 [Redacted] 皆さん んも体に気をつけていただければいいと思います。
--	--

[REDACTED]

今回もいろいろ案件ありますけれども、スムーズな議事進行の下に、皆様でよろしくお願いします。

[REDACTED]

ありがとうございました。

議 長

– 3 –

		本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、20番 長峰克巳 委員、22番 菅谷美尚 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	議案の審議に入る前に諸報告を行います。 14番、草野克信委員、21番、梶間幸一委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。
		(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番から番号16番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局	番号1番から番号16番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては16件、地目、畑25筆、田11筆、計36筆。面積は6万488平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買9件、普通贈与7件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	それでは、番号1番、番号2番について地元委員の説明を求めます。
荒野信寿委員	3番、荒野です。よろしくお願いします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび農業経営規模拡大のため、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは水稲、メロンなどを中心とした農家でありまして、経営面積も約■■■■ヘクタール、熱心に取り組んでおります。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しておりまして、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、申請番号2番でございます。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんはご親戚の間柄でございます。このたび■■■■さんが新規就農をするということで、贈与が円滑にまとまったということでございます。■■■■さんは、■■■■、きれいな運営を行っております知人の■■■■さんにお手伝いをお願いしながら、また農機具も借用して葉物を作付するとのことでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域の調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 以上です。
議長	続きまして、番号3番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	4番の大貫です。3番についてご説明いたします。

城田俊男委員	16番, 城田です。6番, 7番, 8番と続けて説明に入ります。では, 3条6番の説明に入ります。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親子でございまして, ■■■■贈与という形にまとまったということです。■■■■さんはサラリーマンをしながら休日等にサツマイモ, メロン等を作っているそうです。作業日数は180日間, 取得後も耕作の事業を行うと認められます。地域との調和要件においても支障ないと考えられますので, 問題はないと考えられますので, ご審議のほどよろしくをお願いします。 3条7番の説明に入ります。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは近所付き合いの仲, 申請地も地続きということもあり, ■■■■さんは■■■■の生産をしております, ■■■■さんがサラリーマンをしながらトウガラシを納めていたこともあり, 地続きの土地を作ってくれないかという話があり, これも贈与でしたか, 地続きについてシソを生産していたので, ■■■■等も考えて贈与という形にまとまったという状況です。譲受人, ■■■■さんは, サラリーマンをしながらトウガラシを中心に自家野菜, シソ, 米, サツマイモを現在作っていまして, これによって, 譲受人は休日中心となりますが, 取得後も耕作の事業は行うと認められます。下限面積要件, 調和要件においても支障はないと考えますので, 許可要件についても問題はないと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。 3条8番の説明に入ります。譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんと■■■■さんで半分ずつの面積でして, お互い特別な関係はないと思います。インターネット等などの情報を調べての売買ということです。譲受人, ■■■■さんは, ニンジン, ゴボウ, タマネギを中心としての栽培です。経営面積も2町歩近くありまして, ■■■■のほうにはトラクターと作業用機械もそろっていまして, 増産するために申請地を取得したいとのこと。農作業は常時160日ぐらいとのこと。取得後も耕作の事業は行うと認められ, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。許可要件においても問題はないと思われますので, よろしくご審議のほどお願いします。
議 長 長峰克巳委員	続きまして, 番号9番, 番号10番について地元委員の説明を求めます。 20番, 長峰です。議案番号9番と10番は関連した案件ですので, 併せてご説明いたします。 譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さん並びに■■■■さんは, ■■■■の間柄でございまして。このたび農業経営規模拡大のため

議 長 菅谷幸子委員	贈与が円満にまとまったということです。■■■さんは、ゴボウ、シュンギクなどを中心とした農家であり、経営面積も3町5反歩あり、熱心に取り組んでおります。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。 12番、菅谷です。11番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんとは■■■の間柄だそうです。このたび■■■さんの規模拡大ということで話が円満にまとまったということです。■■■さんはコマツナを中心とした農家でありまして、取得後も耕作が認められますので、問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長 永井司委員	続きまして、番号12番、番号13番、続けてお願いします。 18番、永井です。12番について説明いたします。 ■■■さんと■■■さんは、もう■■■さんの土地を■■■さんが作っておりまして、今回買ってくれないかということで、■■■さんに買ってもらうことに決めたそうでございますので、何ら問題ないと思われますので、よろしく審議お願いしたいと思います。 13番について説明いたします。やはり■■■さんが■■■さんの土地を現在も借りて作っている状態でございますが、今回買ってくれないかということで売買がまとまったということでございます。よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長 菅谷美尚委員	続きまして、番号14番、番号15番について続けてお願いします。 22番、菅谷です。まず、14番についてご説明いたします。 譲渡人は、畑作中心の農家さんです。畑作が忙しくて稲作のほうをする時間がなかったとのことです。それで、譲受人の■■■さんが稲作中心でお米を作っているの、■■■さんが今まで■■■さんに田の作付をお願いしていたそうです。2人の間でこのほど売買の話がまとまったとのことです。■■■さんは今までどおり取得した田でお米を作付するとのことです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

	続きまして、15番についてご説明いたします。譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■さんは■■■の関係だそうです。■■■さんが農業をやめるということで、■■■さんとの間で贈与の話がまとまったとのことです。■■■さんは借入地も多いですが、稲作を中心にこれからも農業を拡大して経営したいとのことです。補助金などを活用してトラクターなどを購入していて、やる気のある農家さんのようです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議お願いいたします。
議長 村上勝信委員	続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。 5番、村上です。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■の間柄です。この都度、新規就農のため贈与が円満にまとまったということでございます。■■■さんはネギ、ダイコンなどを中心とした農家であり、経営面積も1.9ヘクタールあり、熱心に取り組んでおります。 以上の理由から、譲受人は農作業に常時150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号1番から番号16番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	4番、大貫です。8番、9番、10番は、■■■■が農地を買ったりした土地だと思うのですが、これは調査に行ってきたのですか。
議長 事務局	事務局。 8番、9番、10番、こちら全て農業委員の方と一緒に現地確認させていただきまして、農機具の状況とか、そこで何の作物を作付するか、先ほど地元の農業委員さんからご説明があったとおり、現地確認させていただきました。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございます。 何か本沢さんが大活躍したとかという話をちらっと聞いたのだけれども。

事 務 局	それは8番の案件なのですが、城田農業委員さんの持ち区なのですけれども、予定していたスケジュールがどうしてもちょっとご家族の事情で城田さんのほうが現地に一緒に行けなかったというところで、急遽代打で本沢農業委員さんのほうに一緒に来ていただいて、農機具の確認であったり聞き取り、8番の■■■■さんの案件、そちらをやっていただきました。
議 長	(ありがとうございましたの声あり) そのほか質疑はありますか。
議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号16番について申請どおり許可と決定することでご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、申請地、■■■■■■■■■■。地目、畑。面積114平方メートル。同じく■■■■■■■■■■。地目、畑。面積370平方メートル、計2筆、484平方メートル。申請人、■■■■■■■■■■。転用施設、資材置場、駐車場484

	平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに、資材置場及び駐車場として整備して利用しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海老原康廣委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 13番、海老原です。1番についてご報告いたします。 去る12月15日、8番、関根委員、18番、永井委員、13番、私と事務局、3人で現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地で、第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 本沢千代委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 17番、本沢です。1番についてご説明いたします。この案件は、14番、草野委員の担当ですが、欠席のため代わって行います。 現況調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの左側になります。県道鉾田茨城線を北上して■■■■を左折して約2.5キロメートルくらいの右側の地点です。■■■さんは、5年前にハウス施工事業を立ち上げ、現在従業員が3名います。それで、同じ時期に自宅と敷地内にある畑に農地法の許可を得ずにコンクリート基礎を伴う大型ハウスを2棟建て、また資材置場及び駐車場として使用していたため、今回是正の申請をいたします。始末書添付により問題のない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号 1 番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議 長	続きまして、議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号 1 番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号 1 番、権利、売買。申請地、[REDACTED]。地目、畑。面積 2, 999 平方メートル。譲受人、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫、農業用資材置場 377. 12 平方メートル。事由、[REDACTED]を営んでおり、事業規模拡大に伴い申請地に農業用倉庫及び農業用資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	8 番、関根です。1 番についてご報告いたします。 場所については、地図 1 ページ右側の位置になります。詳細につきましては地元の委員さんをお願いいたします。申請地は現地調査意見書、位置環境であり、農地区分としては第 1 種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、いずれも適として、13 番、海老原委員、18 番、永井委員、私と 3 人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	15番、井川です。現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。申請地は地図の右側になります。国道51号を大洗方面に向かいまして、上太田入り口の交差点を左に曲がって行きますとメロンロードにぶつかります。そのメロンロードの交差点を、変則交差点ですけども、真っすぐ、この地図で見ると左側なのですが、これに向かいますと上太田、田崎方面に向かいます。申請地が表示されていますけれども、 [redacted]がごさいます。[redacted]さんと譲受人の[redacted]さんは、[redacted]さんは農産物の生産と委託販売と加工を行っている事業主さんでございます。そこに[redacted]さんがサツマイモ等の販売をご依頼している関係でございます。このたび[redacted]さんの事業拡大ということで、和田さんの農地を譲られて、そこに農業用倉庫などを整備したいということでございます。問題のない案件とされますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号2番、権利、売買。申請地、[redacted]。地目、畑。面積1,060平方メートル。譲受人、[redacted]。譲渡人、[redacted]。転用施設、農業用倉庫、農業用資材置場199.32平方メートル。事由、農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い現在使用している倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫及び農業用資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧い

議 長	ただきたいと存じます。 以上でございます。
関根薫委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 8番の関根です。2番についてご報告いたします。 場所については地図2ページ、左側の位置になります。詳細につきましては、地元の委員さんお願いいたします。申請地は現地調査意見書、位置環境であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、13番、海老原委員、18番、永井委員、私と3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長 井川栄委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 15番、井川です。現地調査員の皆さんご苦労さまでした。地図は2ページの左側になります。■■■■■■■■■■譲渡人の■■■■さんの土地の申請でございます。■■■■さんは■■■■の■■■■の所在でございますけれども、先ほど言ったように■■■■さんは委託販売を行っている農家さんでございます。生産量もかなり多いのですけれども、そういった野菜の委託販売なども以前から行っていて、その■■■■に■■■■さんが■■■■さんに■■■■をお願いしているという関係でございます。そして、■■■■さんと同じ■■■■さんのグループの中の一員ということで、このたび■■■■さんは■■■■でありますけれども、畑は■■■■とか■■■■に農地があるそうです。といったことで、今度、上太田の地域に倉庫を建てて、そこで経営規模を拡大していきたいというお話でございました。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号２番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号３番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号３番、権利、賃貸借。申請地、 [REDACTED] 。地目、田。面積５４２平方メートル。 [REDACTED] 。地目、田。面積５５３平方メートル。計２筆、１、０９５平方メートル。賃借人、 [REDACTED] 。 [REDACTED] 。賃貸人、 [REDACTED] 。転用施設、農業用資材置場１、０９５平方メートル。事由、 [REDACTED] 。 [REDACTED] 、申請地を借り受けて農業用資材置場として整備して利用したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員	１８番、永井です。３番について説明いたします。 場所は地図２ページの右側になります。 [REDACTED] [REDACTED] 今回、資材置場として申請し直すということで、今回の案件でございますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議 長	地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	２２番、菅谷です。３番についてご説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は地図２ページ右側になります。鹿行大橋交差点を鹿嶋方面に向かって約１．２キロ地点を左折、３００メートル左側とその先１５０メートル左側になります。譲受人、 [REDACTED] さんと譲渡人の [REDACTED] さんは、 [REDACTED] で [REDACTED] をしている仲です。 [REDACTED] [REDACTED] さんたちは、申請地に道路に出ている枝、水路のごみなどを一時的にストックする場所に使用したいとのことでした。問題はない案件とされますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	それでは、番号３番について質疑に入ります。質疑を許します。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号4番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX。 地目、畑。面積1,306平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX。 使用貸人、XXXXXXXXXX。転用施設、農業用資材置場1,306平方メートル。事由、XXXXXXXXXX。 XXXXXXXXXX。事業規模拡大に伴い申請地に農業用資材置場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 海老原康廣委員	現況調査員の調査報告を求めます。 13番、海老原です。4番についてご報告いたします。 場所については、地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員の9番の箕輪さん、よろしくお願いします。 申請地は集団的に存在する農地の地域にあるが、農業用施設を整備し使用するため、例外的に許可する。第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
議 長 箕輪美代子委員	地元委員の説明を求めます。 9番、箕輪です。4番について説明いたします。 場所は地図3ページの左側です。県道110号線、鉾田から水戸

		へ行く県道ですけれども、この舟木小学校の跡地から水戸へ向かって1キロくらい行ったところに揚子江という食堂がありまして、その食堂を右に折れまして700メートルくらい行ったところにあります。譲渡人の■■■さんと、譲受人は■■■さんの■■■です。この会社は、農産物の生産、農作業の請負、代行などをしておりまして、葉物を中心とした会社でしたが、ここ3年か4年の間に、最初はイチゴが7反歩、次は2町歩、次は3町歩、そして今年は4町歩という面積に増え、液肥等の資材などが大量に増え、資材置場が手狭になったため整備したいということなので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議	長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号5番、権利、使用貸借。申請地、■■■。地目、畑。面積1,236平方メートル。使用借人、■■■。使用貸人、■■■。転用施設、駐車場1,236平方メートル。事由、■■■を営んでおり、事業規模拡大に伴い申請地に農業用駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
海老原康廣委員		13番、海老原です。5番について報告いたします。

	設、太陽光発電設備1, 027平方メートル。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
永井司委員	18番、永井です。6番について説明いたします。 場所は、地図4ページの左側になります。周りはもう太陽光発電ができておりまして、何ら近所にも迷惑かけることもない場所でありますので、今回の申請も何ら問題ないと思われますので、よろしく審議お願いしたいと思います。
議長	それでは、地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	22番、菅谷です。6番についてご説明いたします。 場所は地図4ページ左側になります。大洋支所を中学校方面に向かい、国道354号線と県道242号線交差点を左折して200メートル左側になります。今、永井さんから言ってもらったとおりなので、譲渡人、■■■さんと■■■■■■■■■■さんは、太陽光発電を通じての知人だそうです。申請地に太陽光発電を整備したいとのことでした。よろしくご審議お願いいたします。
議長	それでは、番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 農地改良協議に対する同意につ

	いて)
議 長	続きます、議案第4号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。畑。1,098平方メートル。申請人、[REDACTED]。事由、高低差解消。期間は令和8年1月30日までとなっております。なお、この案件につきましては、一部、土が入っているため、始末書が添付されています。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いをいたします。
海老原康廣委員	13番、海老原です。1番についてご報告いたします。場所については、地図4ページの右側の位置です。申請地は隣接する土地との高低差のある農地の解消をするための行為であります。農地改良、制度の要件から判断して農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。 地元委員といたしましては、現況調査員のご報告のとおりでございます。客土の土は隣接する山の土を使うそうです。一部搬入しており、始末書が添付されております。場所は地図4ページの右側です。[REDACTED]から二、三百メートル入ったところに位置します。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	4番、大貫です。[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
海老原康廣委員	[REDACTED]

大貫修一委員	
海老原康廣委員	
大貫修一委員	
議 長	大丈夫でしょうか。
大貫修一委員	はい。
議 長	それでは、質疑ないですか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。
	(議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議 長	続きまして、議案第5号 「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	農用地利用集積等促進計画(案)において、意見を求められてございます。申請人につきましては44名、筆数は88筆で、合計面積は20万3,275平方メートルとなっております。意見書の内

	容につきましては、記載のとおりとなっております。令和7年12月25日、銚田市農業委員会、会長、飯岡政一。 以上でございます。 議 長 それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、■番、■委員、■番、■委員、両名の退席を求めます。 (■番 ■委員、■番 ■委員退室 午後2時57分) 議 長 これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり) 議 長 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 議 長 異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 議 長 ■番、■委員、■番、■委員の入場を認めます。 (■番 ■委員、■番 ■委員入場 午後2時58分) (議案第6号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可について) 議 長 それでは、議案第6号 「農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可について」を議題といたします。
--	---

議 長 事 務 局	事務局の説明を求めます。 番号1番, 解除しようとする申請地, [REDACTED], 畑, 6, 280平方メートル。申請人, [REDACTED]。賃貸借当事者, 賃借人, [REDACTED]。賃貸人は申請人と同じく[REDACTED]。賃貸借契約の内容, 期間は平成16年7月1日から平成26年6月30日で現在は法定更新をされております。賃借料が, 年間[REDACTED]。農地法第3条の賃貸借となっております。農地法第3条の賃貸借は契約期間満了時に更新しない旨の通知がなければ, 法定更新として, 原則として, 契約は自動的に更新されます。解約の形態といたしましては, 「不履行」, 解約事由といたしましては, 「現在, [REDACTED]は, 行方不明となっていて, 小作料の支払いもなく耕作もされていない。よって賃貸借契約は破綻しているため」となっております。 この農地法第18条第1項のこの許可申請につきましては, 小作人が信義に反した行為をした場合, 例えば小作料を支払わない, 無断で又貸しをした, 農地以外に無断で転用した, 耕作を長期間していない等その他正当な理由がある場合でなければ許可は受けられません。 なお, 許可においては, 以前は, 意見を付して議事録の写しとともに県知事に送付することとなっているものでございましたが, 令和6年度より県から権限移譲を受けているため, 現在は, 許可については農業委員会で行うものとして, その申請が適法かどうか, 総会において審議し, 茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し, 許可相当の答申を得た上で許可することとなっているものでございます。 以上でございます。
議 長 長峰克巳委員	それでは, 地元委員の説明を求めます。 20番, 長峰です。先ほど農業委員会の方々にお話がありました。申請人は[REDACTED]さんであります。平成16年に農地法第3条の許可を受け, 耕作者である[REDACTED]さんとの間で賃貸借権が設定されました。許可を受けて間もなく[REDACTED]さんが行方不明となり, 連絡が一切取れなくなったそうです。また, 賃借料の支払いは行われておらず, 農地を耕作することも一度もなかったことから, 今回の申請に及んだものでございます。現在, 農地の管理は[REDACTED]さん自らが行っており, 無事に解約ができれば後継者である息子へ生前贈与したいとのことでした。 以上の理由から, 農地法第18条第2項第1号に規定する賃借人が信義に反した行為をした場合に該当することから, 賃貸借契約の

	解除を認めることが適当であると考えます。ご審議のほどよろしく お願いいたします。
議 長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 どうぞ。
箕輪美代子委員	9番、箕輪です。この■■■■さんという方は■■■■ですか。
議 長	はい。
事 務 局	今のご質問に対してなのですが、■■■さんは■■■■ ■■■と申請人の方からは伺っております。■■■■もともと 生まれが■■■■のほうというのは伺っております。■■■■ ■■■■
箕輪美代子委員	これ賃貸借を結んだのは平成16年、もう20年以上も前で、■■ ■■■■とは、その間どういうふうになったのか。
事 務 局	この農地法3条の許可後、■■■■長峰農業委員もお話しがあった ように、張さんとは一切連絡が取れなくなってしまったということ で、申請人のほうからお話を伺っておりまして、農業委員会のほう でも住所の異動というのはある程度ちょっと確認はさせていただ いております、銚田市から転出されています。転出後は住所も県 外に移しております、それ移行も複数回にわたり住所を転々とし ているような状況であります。委員さんのほうからも話があったよ うに、まず賃貸借契約というのを締結してから一度も耕作していな い。そして、賃料も全く支払っていない。この理由だけでも農地 法第18条第2項第1号に規定する賃借人の信義に反した行為を した場合に該当することから、解約する要件は十分満たしている というようなところで、茨城県農業経営課のほうからのご指導いた いておりますので、解約は必要であるかなと考えられるところであ ります。
箕輪美代子委員	その間、その農作自体、農地はどのようにされていたのですか。
事 務 局	その間は、所有者の■■■■さん自らが管理をしていて、作付なん かもされていたということで、全然荒れているところではなく、き れいに管理されている。今月現地調査を長峰農業委員さんに行って きたのですけれども、きれいな農地、畑のままの状態です。
箕輪美代子委員	分かりました。

議	長	そのほかどうでしょうか、質疑ありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可については、原案どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、議案第6号 農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解約の許可については、申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。 (議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について)
議	長	続きまして、議案第7号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事務局		議案第7号について、ご説明いたします。この件につきましては、令和元年に、奈良県、大分県で農業委員が農地法違反、収賄の容疑で逮捕されたことを踏まえて、全国農業会議所では、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ、令和元年度全国農業委員会会長大会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議しております。これにより、毎年総会で「法令遵守の申し合わせ決議」が求められているため、この決議の趣旨にのっとり、今年も同様に行うものであります。 農業委員会等に関する法律第14条「委員は、職務上知り得た秘

		密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする」。規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役または５０万円以下の罰金が課せられることになっております。 第３１条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と制限されております。 第３３条「会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」とされており、議事録の公表につきましては、定例総会の議事録を、窓口とホームページ上で公表しております。 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について読み上げます。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。 特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。 １．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 ２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。 令和７年１２月２５日、銚田市農業委員会。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第７号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議 長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	1件の届出がございました。1筆で面積は1,306平方メートル。合意解約となっております。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。25筆で面積につきましては、合計で5万5,434平方メートルでございます。いずれも相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地等の現況に係る照会に対す

	る回答について)
議 長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局より1件の照会がございました。番号1番，2筆で地目，畑から宅地への変更。現況地目を確認し，農地（一部非農地）であったことから，令和7年12月15日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	それでは，以上で，議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして，その他について何かありましたらお願いいたします。 事務局，どうぞ。
事 務 局	まず，お手元に視察研修等[REDACTED]の収支決算報告書があると思いますが，こちらについては，後で目のほうを通していただければと思います。
議 長	そのほかございませんでしょうか。 はい。
大貫修一委員	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
事務局	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]
議長	あともう一点、伝え忘れたのですが、先日埼玉県久喜市の農業委員会からご連絡がありまして、そのうちの推進委員さんのほうがサツマイモのことでいろいろ勉強したいということでご連絡がありましたので、そういった中で大貫代理のほうにちょっと骨を折っていただいて、いろいろ説明とかしていただいたところでございます。先日、その推進委員さんからご連絡がありまして、いろいろ指導ありがとうございましたということでご連絡がありました。 以上でございます。
山口正重委員	どうでしょうか、そのほか。 はい。 今、サツマイモのことで埼玉から来たというのですが、ちょっと農業経営士のほうで三土交流会というのを1月21日にやりまして、サツマイモの基腐病と、あと一般的に農薬の正しい使い方ということで講演をするのです。[REDACTED] [REDACTED]農業委員会のほうで、どうしてサツマイモの基腐れが入ると大変なことになるかという、[REDACTED] 万が一に基腐れが入った場合、使用を5キロ、10キロ範囲内の作付は不可能になります。そうすると、どういう症状が現れるかといったら、耕作放棄地がかなり出るのではないかと予想しています。本来ならば、この経営士と女性農業士と青年農業士の情報交換会、交流会なのですが、うちがその対応をしているもので、いつもは誰かが講演という形なのですが、そんなことではない、温暖化対策やそういうのでかなりいろんな病気が蔓延して

	くるので、その対策としてきちんとした講演をやって、三土ぐるみで病気と闘っていかないと、これからは三土が一致できないし、耕作放棄地がますます出てくるのではないかなと思います。まだ確認は、今ちょっとメールのほうを打ったのですが、農業委員会のほうでも出てくればそういう段階で。 ちなみに、中央会でも行方の農協さん、組合長さん、別なところからも出たいということで、今話があるのですが、全農系を当たるのですが、3月の今回、先のほうなのですが、今度は議会の場で今のウイルスに関して、前にも言ったように弱毒ウイルス、うちのメーカーがすぐ取引先なのですが、弱毒ウイルスというワクチンを研究して成果を上げているということで、それと東京農工大学の有吉先生というのが残留菌の研究をして、合同授業をやっているのです、その説明会というか、その講演会をやるので、それは鹿行地区の経営士でやるのですが、興味がある方は出てもらえればと思います。ちなみに、うちがお金を払って一般の人には無料で入れますので、どういうものかなと思ったのですが、どういふものでしょう。議長、農業委員会からもそういう面でも出てもらえる。何か知らないで、中央会からもあっちからも来るという人、講演を聞きたいということで来たのですが、
議長	それは、別に誰が出てもいいということ。
山口正重委員	というわけではなくて、本来の目的は、農業経営士と女性農業士と青年農業士の交流会なのですが、そんな交流会なんかやっても何のくそにもならないので、きちんとした農業を守るためには産地ぐるみで、病気と闘ったりウイルスと闘っていかないと銚田の農業、鹿行地区の農業が守れないということで、行政組に生産者、一人一人が輪となっていかなければこれからの温暖化、対策など新しい病気に打ちかつことはできないのかと思って、これは完全にうちの単独の判断なのですが、農業委員はかなり皆さん、農地パトロールとかそういうことをしていますので、そこで異変があった、ここにもカビが生えていたのだけれども、異変があったらすぐ普及センターなりに連絡してもらえれば産地としてナンバーワンの産地、サツマイモだけではなくてメロンやトマト、キュウリ、いろいろなことが関連してくるので、農業委員会の力も必要なのかなと今単純に俺の考えで思ったのですが、
議長	言っている意味分かります。この間、新聞に私載ったのを見たけれども、ひたちなか市で県のほうで消毒、基腐病の入った畑を消毒してやった場合には、もうその畑は2年とか3年、何も作れないというようなことを言っていましたので、やっぱり作れないという

		ことは耕作放棄地になってしまうわけで、仮にそれが3年作らないでいて、すぐ畑に戻るかといったら、それがまだ今、未知数なのでしょう。だから、一番いいのは、発生させないことが一番いいことなのだよ。結局この前のひたちなかで出たのは、九州のほうの生産者が作った苗らしいのだよね。その中から出たらしいということで、それでその基腐病の土を、人間がそこへ入って、その足でほかの畑に行ってしまったら、それでアウトだと言ったもの。それほどかなり感染力は強いらしいですけれども、そういうことで、皆さんが興味を持って地域、地元の方にもそういうお話ができれば、今の山口委員の話を地元に戻って極力参加していただけるように、農業委員でしょうから、そういう話をひとつお願いいたします。
箕輪美代子委員		すみません、9番の箕輪です。各農業委員さん、タブレットを今回配付していただいて、私、タブレットを見ておりましたら、自分の近くの農地にでえんと家が建っているのです。そういうのを見た場合に、農業委員としてそれを指摘したほうがよろしいのでしょうか。それともそのまま。
議長		どうぞ、事務局。
事務局		その農地の状況というのを、まず事務局のほうでも過去の、転用してあるだとか、ちょっとそれが建物で農業用のものだとか、そういったもので過去にそういう手続とかしているものがあれば、記録に出てくることもありますし、そのままのものもあるかもしれませんので、一度そういうので、自分の持ち区のところで見えていて疑問とかがあった場合は、ちょっと事務局にまず相談していただいて、その土地の状況とかを調べさせていただきますので、お願いします。
議長		よろしいでしょうか。そのほか何かありましたらば、皆さん。大丈夫でしょうか。 (発言なし)
議長		それでは、ないようなので、事務局からは。
事務局		ないです。
議長		大丈夫ですか。 それでは、議事日程を全て終了をいたします。慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、鉾田市農業委員会12月定例総会を閉会いたします。

最後に、来年も皆様がよい年でありますように、ひとつ新しい年をお迎えください。体の健康に留意していただき、風邪引かないように、いい正月を迎えてください。

本日はどうもご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午後3時31分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

20番 委 員

22番 委 員

